



# 譲渡制限特約付き債権における 債権譲渡の活用のための課題と対策

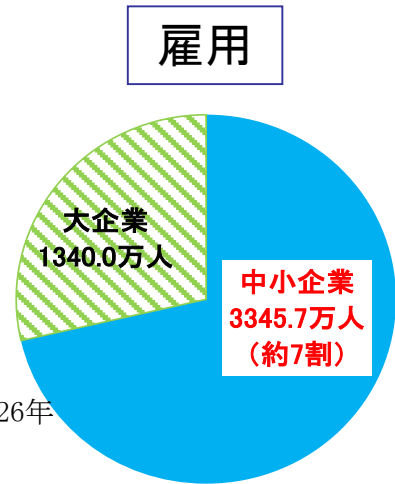
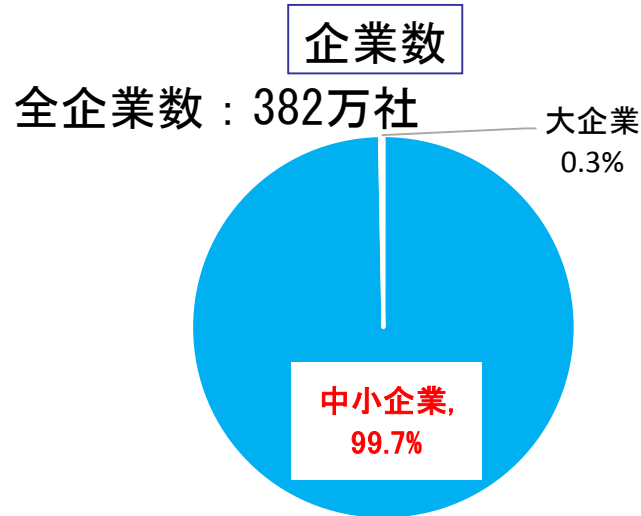
日本商工会議所 理事・産業政策第一部長 荒井 恒一

2017年9月26日(火)

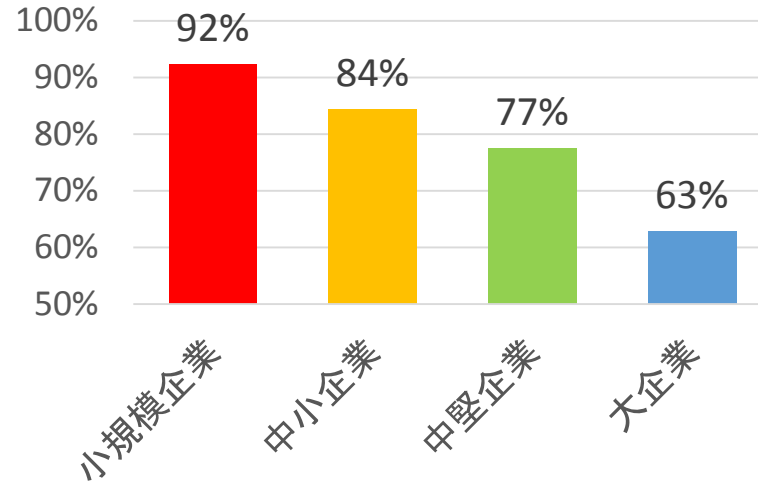


## 1. 民法改正後の債権譲渡について(問題意識)

- 2017年5月26日に改正法案が国会成立し、6月2日に公布された改正民法では、譲渡制限特約が付されている場合でも、債権譲渡が有効とされることになった。
- しかし、企業側と金融機関側双方が課題(後述)を抱えており、このままでは、譲渡制限特約付き債権における債権譲渡が進まず、法改正の趣旨が十分に達成されない可能性がある。
- 本問題を解決するため、政策的な対応が求められる。



小規模な企業ほど損益分岐点比率が高く  
景気変動の影響を受けやすい



小規模企業：資本金1,000万円未満  
 中小企業：資本金1,000万円以上1億円未満  
 中堅企業：資本金1億円以上10億円未満  
 大企業：資本金10億円以上

出典：財務省「法人企業統計」（平成28年）

中小企業は投資の原資を利益  
 剰余金（内部留保）と借入金  
 （固定負債）から捻出  
**➤円滑に借入が行えること  
 は極めて重要。**

中小企業のバランスシート（2016年度）

流動資産	297.4兆円 (+30.2兆円)	流動負債	185.7兆円 (-3.7兆円)
現預金	121.7兆円 (+21.0兆円)	<b>固定負債 (長期借入金等)</b>	<b>202.1兆円 (+20.4兆円)</b>
その他	175.8兆円 (+9.2兆円)	純資産	207.1兆円 (+49.3兆円)
<b>固定資産</b>	<b>296.3兆円 (+37.3兆円)</b>	<b>利益 剰余金</b>	<b>151.2兆円 (+35.7兆円)</b>
繰延資産	1.0兆円 (-1.6兆円)	資本金 ・その他	55.9兆円 (+13.6兆円)

出典：法人企業統計（財務省）

※数値は資本金1億円未満の企業の合計  
 ( )内は2012年度からの増減

**商工会議所の役割：地域の総合経済団体として、地区内における商工業の総合的な改善発達を  
 図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。  
 全国515の商工会議所に125万会員が加入し、約95%が中小企業。**

出典：総務省統計局「平成26年  
 経済センサス - 基礎調査」

#### 譲渡制限特約の取扱い(現行法)

- 「譲渡制限特約」とは、債権の譲渡を禁止し、または制限する旨の債権者・債務者間の特約
  - 譲渡制限特約が付された債権の譲渡は原則無効
  - 債務者にとっては**弁済の相手方を固定**する利益のため重要
- 問題点：債権譲渡に必要な債務者の承諾を得られないことが少なくない



#### 改正法のポイント

- 譲渡制限特約が付されていても、第三者への債権譲渡は民法上有効
- 債務者の利益(弁済の相手方の固定)は、基本的に元の債権者に対する弁済や供託等をもって譲渡人に対抗できる(免責される)ことにより、保護される

<債務者(中小企業等)の懸念>この場合、債権譲渡は有効であっても、債権者・債務者間の特約に違反したことを理由に契約が解除されてしまうのではないかと？  
→<法務省の解釈論>改正法でも債務者の期待(弁済の相手方の固定)は保護されており、譲渡されても特段の不利益はないにもかかわらず、取引の打ち切りや解除を行うことは**権利濫用等に当たり得る**。

## 譲受人（金融機関等）

①取引先である債務者（大企業）等からのレピュテーションリスク  
•「銀行が契約違反行為を勧めた」との批判

②回収不能リスク

## 債権者・譲渡人（中小企業等）

債務者（大企業等）←↑力関係

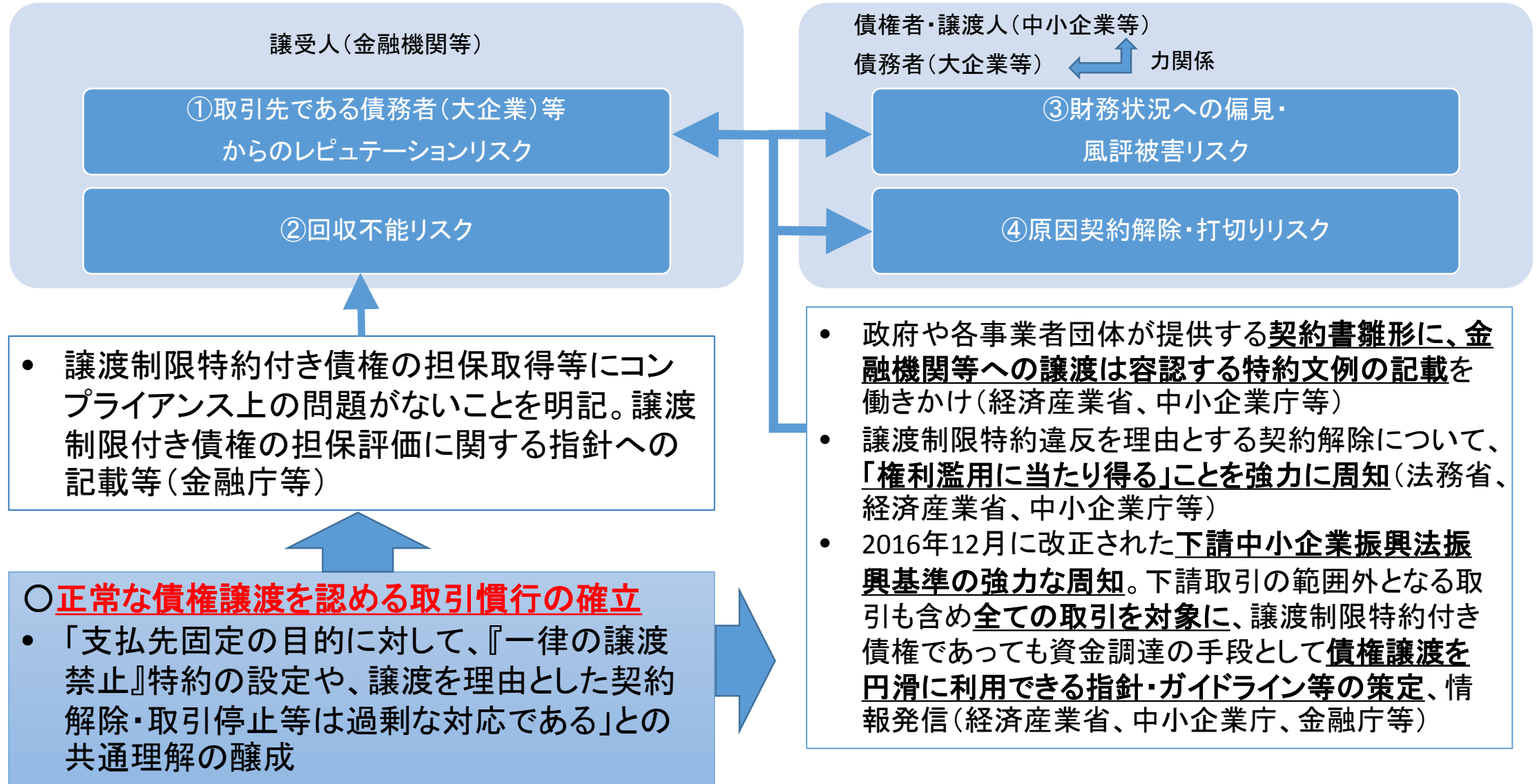
③財務状況への偏見・風評被害リスク  
•「あの会社、もう危ないのではないか」との風評

④原因契約解除・打ち切りリスク  
•「契約違反をする会社とは付き合えないので、契約を解除する（今後の取引は打ち切り）」  
•法務省：権利濫用等に当たり得る

• 法改正後も、今まで通り、**債権者（中小企業）に債務者（大企業）の承諾を取り付けさせる見通し**

**中小企業にとって契約解除・打ち切りリスクは死活問題。債務者への相談さえ躊躇され、譲渡が活用されない恐れ。→民法改正の趣旨が十分に達成されない**

複数の課題を解決する政策パッケージが求められる。



<ご参考> 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(抄)

## 第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

### 7) 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化

- (1) 下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法(昭和46年法律第34号)に規定する金融機関等及び親事業者と下請事業者の双方で確認した適切な相手先に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、本申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならないものとする。
- (3) 親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾(対抗要件の具備)に適切に努めるものとする。